

ゴルフ場利用約款

(オリムピック・カントリークラブレイクつぶらだコース)

第1条 (約款の適用)

当ゴルフ場を利用される方は、会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみいただく為、本約款、ゴルフ規則（JGA制定）、当クラブ諸規則等に従ってご利用いただきます。

第2条 (利用契約の成立)

当ゴルフ場でプレーされる方が、プレー当日フロントにおいて本約款を確認の上所定の受付票に署名を頂くことにより、当ゴルフ場は署名者の施設ご利用をお引き受けする事になります。

第3条 (利用の申込み・違約金等)

予約申込者は原則として全員自身とします。キャンセルの場合は違約の手続きは当ゴルフ場が別に定める予約規定に従って頂きます。

第4条 (施設利用の拒絶)

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用及び利用の継続をお断りする事があります。

1. 満員の為スタート時間に余裕がないとき。
2. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなしたとき、またはなす恐れがあると認められたとき。
3. 利用者が暴力団等反社会的勢力に所属していると認められたとき。
4. 刺青をした方の浴場の利用。
5. プレー申込者が他人を詐称して予約またはプレー申し込みをしたとき。
6. 天災・降雪その他やむをえない事情によりゴルフ場施設の使用が出来ないとき。
7. 技術が著しく未熟で、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
8. ルール・マナーを守らないとき。警告を無視してスロープレーを改めないとき。
9. その他本約款に違反した場合、または当ゴルフ場の定めるにあたり好ましくない事由が有る場合。

第5条 (休場日・開場時間・施設の利用時間)

当ゴルフ場の休場日、開場時間、および施設の利用時間は、当ゴルフ場の定めるところによります。ただし、臨時的に変更する事があります。

第6条 (貴重品)

貴重品は、貴重品ロッカー利用約款をご承知の上貴重品ロッカーにお預け下さい。

貴重品ロッカーに収容できない場合は、フロントへお預け下さい。フロントへお預りした品は預り証と引き換えにお返しいたします。預り証を紛失した場合は直に届出ください。

尚、届出前に第三者が既に預かり証により預かり品を引き換えた場合は、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第7条 (携帯品の紛失・盗難・物損)

1. 来場された方の携帯品は、来場された方ご自身で管理して頂きます。
2. 当ゴルフ場はロッカー内、浴場、レストラン、ロビーその他の場所の何れを問わず、携帯品の紛失・盗難・物損について責任を負いません。

第8条 (自動車の事故・盗難・紛失・物損)

1. 当ゴルフ場に駐車している自動車等の事故・盗難・物損について責任を負いません。
2. 自動車等の中に存置されていた物の事故・盗難・物損についても責任を負いません。

第9条 (宅配便の扱い)

宅配便によるゴルフクラブ、バッグ、シューズケースなどのお取次ぎは致しますが、取次ぎ中の物品の盗難・紛失・損害等の責任は負いません。

第10条 (危機防止責任とエチケット・マナーの厳守)

ゴルフ場は時に危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守りキャディのアドバイスの何れに拘らず全ての自己責任により安全を確認した上でプレーをして頂きます。

第11条 (ティーイングエリアにおける素振り)

クラブの素振りは、ティーマーク内の打席または特に指定された場所以外では行わないで下さい。打者以外のプレーヤーはティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

第12条 (プレーの進行について)

ハーフ2時間10分を目処としてプレーの進行にご協力下さい。

第13条 (飛距離の確認)

先行組に対しては、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの何れに拘らず自己の飛距離を判断して、先行組に打ち込まないよう打球して下さい。

第14条 (キャディ及びフォアキャディの合図)

キャディ及びフォアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離より前進したと判断されるときは合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を判断して安全確認の上打球して下さい。

第15条 (打者の前に出ないこと)

同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対出ないで下さい。打者の前方に出た結果の事故、その他のプレーヤー同士で解決して頂くこととし当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第16条 (先行組・隣接ホールへの打ち込み)

先行組への打ち込みは危険ですから、プレーヤーはルール・エチケット・マナーを守り、セルフプレー時だけでなくキャディやフォアキャディの合図、アドバイス何れに拘らず自分の打球の飛距離・方向については適切に判断のうえ、打球して下さい。尚、キャディやフォアキャディの合図、アドバイスはプレー進行上の参考であります。また、隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですからプレーヤーは自己の飛距離・飛行方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。隣接ホールに打ち込んだ場合は、そのホールのプレーヤーに対し、直ちに発生によって周知させてください。

プレーヤー同士の事故については、プレーヤー間において解決して頂き、当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第17条 (退避)

後続組に打球させるときは、先行組のプレーヤーは後続組打者が打ち終わるまで安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第18条 (ホールアウト後の退去)

ホールアウトした場合は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールへ進んでください。

第19条 (雷が発生した場合)

雷が発生した場合は、当ゴルフ場またはゴルフ場従業員の指示の有無に拘らず自己の判断で直ちにプレーを中止し、避雷小屋等安全な場所に避難してください。雷警報発令後もプレーを継続し事故に遭遇しても当ゴルフ場は一切責任を負いません。

第20条 (乗用カートの使用)

乗用カートに乗られるプレーヤーは、乗用カート約款を確認の上、走行中ならびに乗降時の安全に十分注意してください。

乗用カートでの飲酒運転は固くお断りいたします。故意または過失により、カート事故を誘発した場合は、当該カート事故により生じた損害を賠償して頂きます。

第21条 (キャディの役割)

当ゴルフ場キャディは以下のことを行い、危険の有無についての的確な判断は行いません。

1. クラブの運搬
2. コース形状（距離・傾斜・湾曲・遮蔽物の後方の状況等）の説明
3. 目的地までの大丹の距離の説明

第22条 (事故の責任)

プレーをされる方が、プレーにあたって第三者に損害・物品破損その他の損害を発生させ、またはご自身がこれらの被害を受けても当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

第23条 (火気使用の禁止)

コース内やクラブハウス内での火気は所定の場所以外では禁止します。マッチの燃殻、煙草の吸殻等は必ずよく消して灰皿へお入れ下さい。

第24条 (プレー終了後のゴルフ用具の確認)

利用者がプレーを終了した場合は、クラブを点検し、間違いのないか慎重に確認して下さい。確認後のクラブの不足、破損等について当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

第25条 (損害賠償の責任)

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の従業員または施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。利用者が非会員の場合は、同伴または紹介した会員も連帯してその損害金を支払債務の履行を保障して頂きます。

第26条 (当ゴルフ場の損害保険の適用)

当ゴルフ場に責任または過失がある場合を除いて、当ゴルフ場の損害保険は適用いたしません。

第27条 (施設内の持込み品)

当ゴルフ場の施設内には次の物の持込をお断り致します。

1. ペット等動物
2. 著しく異臭を放つもの
3. 鉄砲刀剣類
4. 火薬・揮発油等、発火・爆発の恐れのある物
5. 騒音を発する物
6. その他危険物や他人に迷惑を及ぼす恐れのある物

第28条 (禁止行為)

ゴルフ場の施設内では書き行為は禁止いたします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売・宣伝広告などの行為
3. 利用者以外の者のコース内立ち入り（許可した場合であっても利用者以外の者が障害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は一切損害賠償等の責任を負いません。
4. 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。
5. 施設の用具・備品等を持ち出す行為。
6. コース内での携帯電話等の使用。

第29条 (違背の場合の責任)

利用者がこの利用約款に違背して第三者に損害等の事故を発生させて場合及び自ら傷害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切損害賠償の責任を負いません。

第30条 (服装)

別に定める当クラブ服装基準に従って頂きます。

第31条 (身分証明書の携帯とその責任)

会員がゴルフ場を利用する場合、フロント受付時に当ゴルフ場の従業員から要請がある時は身分証明書の提示を願います。尚、身分証明書の提示がない場合は、非会員としてお取り扱いする事もありますのでご了承下さい。

第32条 (忘れ物)

当ゴルフ場での忘れ物は発見の日から3ヶ月間お預かりします。本人であることを証明して期間内にお引取りください。但し、下着類、その他腐り易い物はこの限りではありません。

第33条 (信義則)

その他、会則、本約款の定めない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決されるものとします。

第34条 (改定)

本利用約款は、必要に応じて予告なく改定する事があります。